

# 総務警察委員会記録

開催日時 平成23年7月1日(金) 13:03~15:35

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

中野 雅史 委員長  
山村 幸穂 副委員長  
小林 茂樹 委員  
岡 史朗 委員  
森川 喜之 委員  
乾 浩之 委員  
荻田 義雄 委員  
新谷 紘一 委員  
中村 昭 委員

欠席委員 なし

出席理事者 奥田 副知事

林 奈良県理事兼危機管理監  
田中 地域振興部長  
畑中 南部振興監  
中山 観光局長  
和田 警察本部長  
安道 生活安全部長  
福井 刑事部長  
松本 交通部長  
平城 警備部長  
幡谷 警務部長 ほか、関係職員

傍聴人 なし

議 事

(1) 議案の審査について

平成23年度議案

議第34号 平成23年度奈良県一般会計補正予算(第3号)

(総務警察委員会所管分)

議第 37号 奈良県文化施設等整備基金条例を廃止する条例

報第 1号 平成22年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告について

平成22年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(総務警察委員会所管分)

報第 5号 財団法人奈良県万葉文化振興財団の経営状況の報告について

報第 6号 一般財団法人奈良県ビクターズビューローの経営状況の報告について

報第 7号 財団法人なら・シルクロード博記念国際交流財団の経営状況の報告について

報第 18号 公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターの経営状況の報告について

報第 19号 地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告について

平成23年度奈良県一般会計補正予算(第1号)

(総務警察委員会所管分)

奈良県税条例の一部を改正する条例

奈良県税条例の一部を改正する条例

産業集積の形成及び活性化のための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

奈良県立学校における授業料等に関する条例の一部を改正する条例

平成22年度議案

報第 30号 地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告について

平成22年度奈良県一般会計補正予算(第6号)

(2) その他

会議の経過

○中野委員長 ただいまより、総務警察委員会を開会いたします。

案件に入ります。

まず、付託議案の審査を行います。当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりでございます。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、付託議案について副知事、県理事兼危機管理監、地域振興部長、南部振興監、観光局長、警察本部長の順に説明を願います。

○奥田副知事 それでは、第303回定例県議会提出の議案につきまして、全体の概要及び総務部に関する事項につきましてご説明を申し上げます。まず、「平成22、23年度一般会計特別会計補正予算案その他」の目次をお願いします。

6月21日に提出いたしました議案は、平成23年度議案が予算1件、条例3件、契約等1件、報告20件、平成22年度議案が報告1件の合計26件であります。

1ページ、議第34号、平成23年度奈良県一般会計補正予算（第3号）であります。今回の補正予算では、東日本大震災への対応として、当面必要となる経費に加え、県政諸課題に対し新たに取り組む施策等について、歳入歳出それぞれ231億2,000万円余を追加計上いたしました。この結果、一般会計の総額は4,811億5,700万円余となり、当初予算に対して5.1%の増、前年度同期比で3.4%の増となるものであります。債務負担行為の補正につきましては、県立奈良病院建替整備事業に係る契約等9件、44億1,600万円の追加及び変更であります。県債の補正は道路整備事業等に係るもので、22億9,800万円余の変更であります。

2ページ、歳入歳出予算であります。2ページから3ページまでが歳入、4ページから6ページまでが歳出でありますけれども、それぞれ款項別の補正額は記載のとおりであります。総務部に関する歳出予算等の内容につきましては、後ほど「平成23年度6月補正予算案の概要」によって説明を申し上げます。また、総務部以外の歳出予算の内容につきましては、各部局長からご説明を申し上げます。

7ページからは債務負担行為補正でございます。総務部に関するものはございません。内容につきましては、各常任委員会において、担当部局長からご説明を申し上げます。

10ページから15ページまでは条例の改正、廃止が3件であります。総務部に関するものは廃止が1件であります。別途配付をいたしました「平成23年6月定例県議会提出条例」によって内容をご説明を申し上げます。

3 ページ、奈良県文化施設等整備基金でありますけれども、平成6年度に文化施設、体育施設、その他これに類する施設の整備の財源に充てることを目的に設置し、万葉文化館、橿原公苑第1体育館、県立図書情報館を整備してまいりました。平城遷都1300年祭では、当初、有料仮設パビリオン方式により事業費300億円を想定しており、その財源としての活用も視野に入れた当該基金を存置してまいりました。しかし、その後、計画の見直しにより事業費を100億円に圧縮いたしまして、当該基金を取り崩すことなく、昨年無事終了させていただきました。当面は、大規模な文化施設等の新設予定がありません。基金としての一定の役割を終えたことから、基金を廃止して医療の充実のための財源として活用するものであります。

先ほどの「平成22、23年度一般会計特別会計補正予算案その他」に戻っていただきまして、18ページから28ページまでが報第1号、平成22年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告についてでございます。一般会計全体で明許繰り越しが115件、202億5,848万7,000円、事故繰り越しが5件、3,106万1,000円であります。総務部に関するものは2件、その他はそれぞれ所管の委員会でご説明を申し上げます。

19ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、具有資産有効活用事業につきましては、旧片桐高校及び法蓮庁舎の改修工事、保健環境センターの移転に向けた設計につきまして、関係機関との調整に不測の日時を要したことなどによるものであります。第6項防災費は、危機管理監から後ほどご説明を申し上げます。

29ページから特別会計の繰越計算書の報告、32ページからの公社等の経営状況の報告は、いずれも総務部に該当するものではありません。

46ページ、報第19号 地方自治法第179条第1項の規定によります専決処分の報告についてであります。一般会計の補正予算が2件、特別会計の補正予算が2件、条例の改正が4件の合計8件であります。総務部に関するものは、一般会計補正予算（第1号）と条例の改正であります。平成23年度奈良県一般会計補正予算（第1号）につきましては、東日本大震災の被災県等の要請を踏まえ、援助物資の搬送、保健師等の派遣、被災者の受け入れ等の支援を年度当初から行うため、当面の必要経費3億1,400万円について補正予算を編成し、4月20日付で専決したものであります。歳入予算には全額財政調整基金繰入金を計上しております。総務部に関する歳出予算の内容につきましては、後ほど危機管理監からご説明を申し上げます。

奈良県税条例等の一部を改正する条例につきましては、3月31日に専決を行ったもの

でございます。内容は、平成23年度税制改正案のうち、平成23年3月31日に期限が到来する不動産取得税の減額措置について、その適用期限を同年6月30日まで暫定的に延長する措置を講じたものであります。

奈良県税条例の一部を改正する条例につきましては、4月27日に専決を行ったものであります。内容は、東日本大震災により滅失または損壊した家屋の所有者等がそれにかわる家屋またはその用に供する土地を取得した場合の不動産取得税の特例措置、及び揮発油価格高騰時におきましても、軽油引取税の税率を当分の間維持する特例措置を設けたものとなっております。

次の、産業集積の形成及び活性化のための県税の課税免除に関する条例でありますけれども、内容は、県の策定する基本計画に基づく対象施設を設置した事業者について、不動産取得税等の課税免除をすることにより、地域における産業集積の形成及び活性化を図ることを目的とするものであります。今回の改正は、課税免除の期限を2年間延長しようとするものでございます。なお、課税免除額の4分の3は普通交付税で補てんされることとなっております。

67ページ、平成22年度議案の専決処分の報告であります。平成22年度一般会計予算において、県債の借入額の決定に伴い、事業間の県債額の変更、財源更正を行ったものであり、県債総額については変更はありません。

引き続き、平成23年度6月補正の総務部に関する歳出予算等の内容につきまして、「平成23年度6月補正予算案の概要」によりご説明を申し上げます。

1ページ、平成23年度6月補正予算の総括表であります。先ほど申し上げましたように、東日本大震災への対応と県政課題への対応に要する経費として231億2,000万円余を計上しております。

歳入予算でありますけれども、特定財源として道路改良事業等に係る国庫支出金などの国庫支出金が29億8,200万円余、道路整備事業債などの県債が22億9,800万円余のほか、分担金及び負担金1,200万円余、財産収入1億2,300万円余、繰入金2億4,000万円余、諸収入3億3,700万円余を計上しております。財源の一般財源としては、地方交付税6億5,400万円余、繰越金4,100万円余のほか、諸収入として文化施設等整備基金清算金を164億2,300万円計上しております。

次に、歳出予算の内容についてでありますけれども、総務部に関するものとしては、後ほど危機管理監が説明いたしますものを除き、1件ご説明を申し上げます。

15 ページ、組織力の向上として、新たな段階の行政経営を考える有識者懇談会を開催をいたします。知事と有識者が意見交換をする懇談会の開催経費として130万円を計上いたしております。

以上が、今回提出しております議案の概要及び総務部所管に係るものであります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○林奈良県理事兼危機管理監 それでは、危機管理関係の説明を申し上げます。まず、「平成22、23年度一般会計特別会計補正予算案その他」の19ページ、平成22年度奈良県一般会計予算繰越明許費繰越計算書の第2款総務費、第6項防災費の防災行政無線管理運営事業につきまして、気象庁から送信される気象情報などを防災行政無線に接続されたファクスから関係機関へ一斉配信するファクス蓄積装置を更新するものであります。これは国費をメインの財源としまして、2月補正で措置をさせていただきました。近々のうちに執行してまいりたいと、このように考えております。

続きまして、46ページ、報第19号、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告についてのうち、平成23年度奈良県一般会計補正予算（第1号）の所管分について申し上げます。

49ページ、歳出のうち、第2款総務費、第5項防災費につきましては、東日本大震災の救援物資に関する企業などからの受け付け、被災地自治体との調整や運送手段の確保など、救援物資に係ります経費、それから被災県に事務職員を派遣するための経費といたしまして1,070万円を計上しております。

次の50ページ、先ほどもありましたように、歳出合計のところ、県全体では東日本大震災の支援に係る専決処分の合計額としまして3億1,400万円となっております。

続いて、「平成23年度6月補正予算案の概要」の5ページ、東日本大震災への対応の1番、被災地の支援の下段にあります県職員の派遣のうち、1つ目の災害救助法に関する業務の支援を行う事務職員の派遣としまして92万3,000円を計上しております。

次の6ページ、3番、その他としまして、平城遷都1300年祭及び全国都市緑化ならフェアの決算剰余金を、県分全額3億2,760万円を被災県、岩手、宮城、福島の3県に災害見舞金として贈呈するものであります。また、今回、被災地に搬送した支援物資相当分を補てんするための災害救助基金積み立てとしまして4,809万4,000円を計上いたしております。なお、5ページ、6ページ合わせました東日本大震災への対応に係る県全体の補正予算額ですけれども、5億6,100万円余ということで、先ほど申し上

げました専決処分の報告分と合わせまして、8億7,500万円余となっております。見舞金の3億2,700万円余を除きますと、約5億4,800万円ということで額で見ましても、近隣の府県と比べても遜色はなく、そこへ見舞金を加えて、計8億7,500万円余ということでありまして、予算的にも手厚く対応していると言えるのではないかと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○田中地域振興部長 それでは、引き続きまして地域振興部所管の本議会上程議案のご説明をさせていただきます。

まず最初に、「平成23年度6月補正予算案の概要」の15ページの協働の推進及び市町村の支援の(2)市町村の支援の方でございます。通称「奈良モデル」と呼び、市町村の連携等の支援等の事業に取り組んでおりますけれども、市町村間での広域連携に対する広域的な事業につきまして助成をし支援をするものでございます。

続きまして、地域振興部所管の繰越明許費についてご説明をいたします。「平成22、23年度一般会計特別会計補正予算案その他」の19ページ、東アジアサマースクール企画運営事業ですが、今月18日から3週間にわたりまして、県立大学等を主会場にしまして、日本、中国、韓国の地方政府が推薦いたします若手職員もしくは大学院生など40名が参加する合宿型の東アジアサマースクールを開催いたします。2月議会におきまして、国の地域活性化交付金を活用してその準備経費の補正予算を計上したものの全額を繰り越したものでございます。

市町村振興臨時交付金でございます。条件不利地域、もしくは財政状況が非常に悪い地域などの理由により、追加投資が困難な市町村に対しまして地域活性化に向けた取り組みをしていただくため、昨年9月に11億円を補正予算計上しました。その後、2月議会において、このうち5億1,875万円を繰越明許費としたものでございます。結果としまして、記載のとおり4億6,321万4,000円を平成23年度に繰り越すことといたしました。

榎原文化会館施設整備事業でございますけれども、舞台づくりもののワイヤーロープ等の改修、それから、民俗博物館施設整備事業につきましては、敷地内の県指定文化財、松井家の屋根の改修、19ページから20ページ、図書情報館に係る3つの事業につきましては、佐保川まちづくり連携事業、それからオープンシアター、アート作品展示、図書資料の充実を図るものでございます。これらの事業は、いずれも国の地域活性化交付金を活用

いたしまして、11月、2月議会に補正予算を計上し繰り越したものでございますけれども、現在、鋭意進捗を図っているところでございます。

次に、27ページ、県立大学環境整備事業についてでございます。無線LANシステムの構築、もしくは老朽化した施設整備の改修など、2月議会で国の地域活性化交付金を活用して補正予算を計上したもので、現在整備を進めているところでございます。繰越明許費につきましては以上でございます。

続きまして、報第19号、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決処分したものについてご報告いたします。62ページ、奈良県立学校における授業料等に関する条例の一部を改正する条例でございます。不幸にも東日本大震災により被災された学生の修学等の機会を確保する観点から、県立大学の入学料等を免除し、または還付するため、4月20日に専決を行ったものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○畑中南部振興監** それでは、南部振興にかかわります上程議案について説明をさせていただきます。

まず最初に、この「平成23年度6月補正予算案の概要」をお願いをしたいと思います。8ページ、2、観光の振興の(2)の奥深い奈良の魅力を効果的に発信するところでございます。中南和観光情報発信事業でございますが、さまざまな情報発信のツールを用いまして、中南和地域の魅力を効果的に発信するものでございます。具体的には、大手旅行雑誌にスマートフォンに適用しました新技術のARマーカーを掲載することによりまして、より魅力のある観光情報を発信するとともに、新たにブログ等の情報発信ツールを活用した地域産品のPR、中国人向けの旅行フリーマガジンへの観光情報の掲載などを行ってまいります。

以上が補正予算に関する説明でございます。

続きまして、南部振興に関する繰越明許費について説明をさせていただきます。「平成22、23年度一般会計特別会計補正予算案その他」の19ページ、第3款地域振興費、第3項文化観光費のAR技術を活用した観光促進モデル事業でございます。この事業は、地域活性化交付金を活用しまして平成22年度11月補正予算に計上したものでございますが、平成23年度に繰り越しをしております。なお、当該事業につきましては、8月に完了する予定で今事業を進めているところでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。



○中山観光局長 それでは、引き続き観光局所管についてご説明します。

同じ資料ですが、「平成22、23年度一般会計特別会計補正予算案その他」の19ページ、観光局所管の繰り越し事業としましては、点字観光ガイドブック作成事業です。この事業は、視覚障害のある方に奈良に訪れていただくきっかけとなるよう、点字版の観光ガイドブックを作成し、バリアフリー観光案内所や全国の点字図書館等に設置するものです。地域活性化交付金の活用により、11月補正予算として180万円を計上しまして、全額を繰越明許費としましたが、その後、事業進展により結果として98万8,000円を繰り越すことになりました。なお、当該事業につきましては、今月中に完了する予定で進めております。

続きまして、観光局所管の公社、3団体あるわけですが、その経営状況につきましてご報告します。

まず、財団法人奈良県万葉文化振興財団の経営状況です。「平成22年度業務報告書」から報告させていただきます。

それでは、まず1ページ、事業概要です。万葉文化館は中南和地域の観光拠点施設としまして明日香村に設置運営しております。平成22年度の事業報告ですが、万葉日本画の常設展に加えまして、平城遷都1300年記念特別展を開催するなど、展示事業の充実を図り、また、飛鳥資料館でのキトラ古墳壁画「四神」の公開にあわせた記念展示やイベントを積極的に展開しました平成万葉・千人一首の完成式等、万葉文化に関心が高まる事業を実施しました。

次に、2、入館者の状況は、平成22年度の万葉文化館の総入場者数16万662人です。当初目標を3万人上回る入場者数でした。

次に、2ページ、展示事業については、①常設展に加え、館所蔵のすべての万葉日本画を、②企画展として公開しました。また、③平城遷都1300年記念特別展として平山郁夫展を開催しました。3ページでは、④万葉日本画大賞も記載のとおり開催しました。⑥キトラ古墳壁画「四神」公開にあわせた関連イベントとして次の4ページまで記載の事業を実施しました。

(3)、万葉古代学研究所におきましては4ページから9ページに記載の事業を実施しました。「NARA万葉世界賞」第2回の贈呈式と記念式典を開催しました。

次に10ページ、(4)広報宣伝事業です。10ページから12ページに記載しております事業を行い、万葉文化館の周知や来館者の誘致を図る諸事業を実施しました。

12 ページ、(5) 平成万葉・千人一首編さん事業では、平城遷都1300年祭に編さん完成をしまして、単行本「平成万葉・千人一首」出版しました。

13 ページでは、(6) ボランティアの育成や友の会の支援、(7) 万葉ミュージアムショップの運営をしました。

20 ページ、平成22年度一般会計の収支決算です。収入の部では、事業収入、指定管理事業収入など収入合計、これは真ん中に書いてある決算の一番下段、収入合計Bになるわけですが、4億1,300万円余になっております。

21 ページ、支出の部です。事業費、管理費などの支出合計は3億4,600万円余、これは当期支出合計の決算額に記載しております。

次に、22 ページ、ミュージアムショップ会計の収支決算です。収入合計は1億200万円余、決算額が、収入合計B欄に書いております。支出額は6,800万円余、これは当期支出合計です。

続きまして、「平成23年度事業計画書」の1ページ、平成23年度の事業計画に当たりましては、中南和地域の観光交流拠点としての一層の効率的、効果的な事業運営を行うとともに、展示事業を初め、万葉文化への関心が高まる事業を展開することとしております。また、平成23年度は万葉文化館の開館10周年です。

2 事業内容ですが、①常設展示といたしまして、万葉日本画の展示及び万葉ゆかりの併催展などを記載のとおりの実施します。また、企画展を開催する予定です。2ページ、③特別展でございますが、秋には「大飛鳥展」を開催する予定です。

(2) 万葉古代学研究所においては、①の共同研究など、2ページから3ページに記載の内容を実施します。また、3ページ、「NARA万葉世界賞」の第3回受賞者を決定しまして、関係行事を開催します。

次に、(3) 広報宣伝費です。広報宣伝誘致活動や4ページから5ページに記載の交流イベント等を展開することとし、万葉文化館を核に中南和の魅力を幅広く情報発信してまいります。

9 ページ、平成23年度の一般会計の収支予算でございます。収入の部は、事業収入等で3億6,100万円余、収入合計のB欄を計上しております。

10 ページ、支出の部です。事業費、管理費など記載の支出、3億4,800万円余、当期支出合計のC欄を予定しております。

11 ページ、ミュージアムショップの収支予算です。収入合計額、5,400万円余、

収入合計のBです。支出合計額3億1,000万円、これが支出合計C欄となっております。

以上が、万葉文化振興財団の平成23年度の事業計画及び収支計画でございます。

続きまして、一般財団法人奈良県ビジターズビューローの経営状況を報告させていただきます。

このビジターズビューローは、内外の観光客の誘致促進、コンベンションの誘致などを官民の連携で幅広く行うということで設置しております。「平成22年度事業報告書」の1ページ、平成22年度は、4つの柱を打ち出して事業展開を行いました。1つ目の柱は着地型旅行商品の企画です。まず(1)ですが、オフシーズンの宿泊客をふやすという企画書を策定しまして、旅行社、雑誌社等へ提案しました。(2)では、「伝統行事を学ぶ」セミナーを開催いたしました。2ページ、(5)です。潜在的な奈良ファンの掘り起こしとリピーター化を図るために、東京で、②の奈良ファン倶楽部の会員を対象とした特別ツアーを実施しました。4ページから5ページにかけては、(2)旅行会社への効果的な情報発信とプロモーション、(3)マスメディア各社との連携事業を実施しました。

6ページ、2つ目の柱です。コンベンションの誘致です。コンベンションの誘致目標を掲げまして、国際コンベンション、アフターコンベンションの誘致を行いました。平成22年度は平城遷都1300年の開催効果もあって、開催件数は大幅に増加しまして、前年比120.4%、236件ということです。8ページ、コンベンションの誘致活動については記載のとおりです。9ページでは、5のオフシーズン対策として、全国高校ラグビー大会参加校の県内宿泊誘致に向けた活動を行いました。

11ページ、3つ目の柱です。観光情報の収集と発信でございます。「知れば知るほど奈良はおもしろい」観光キャンペーンを官民一体となって取り組むとともに、ホームページによる情報発信を行い、観光客誘致に努めました。

12ページ、4つ目の柱です。1の広域観光の振興及び2の修学旅行の誘致等です。奈良県修学旅行観光ガイドブック等を作成しまして、積極的な誘致プロモーション活動を実施しております。

14ページから17ページにかけては、平成22年度収支決算書です。一般会計は14ページの決算額、事業活動収入1億3,461万3,530円に対しまして、事業活動支出16ページですが、決算額、1億3,358万4,606円で、事業活動収支差額は102万8,924円です。なお、事業活動収支額につきましては、決算額683万9,

224円は次期繰り越しとしております。

24ページ、これは観光キャンペーンの特別会計です。決算額、事業収入5,438万2,817円に対しまして、事業活動支出、5,153万2,907円で、事業活動収支差額は284万9,910円でございます。689万783円を次期繰り越しとしております。

以上が、平成22年度の事業報告でございます。

次に、「平成23年度事業計画書」をご覧ください。1ページ、平成23年度事業計画は、1の事業基軸としましては、①着地型旅行商品の企画と提案、②コンベンションの誘致、③観光情報の収集と発信など、5つの柱として事業展開を行います。

まず1つ目の柱、着地型旅行商品の企画と提案でございます。平城遷都1300年祭の「巡る奈良」の趣旨を発展継承させまして、滞在型周遊観光の企画提案をしております。2ページをお願いします。(3)です。潜在的な奈良ファンのリピーター化をさらに推進するため、歴史文化講座、東京と奈良で開催します。次に、4ページ、効果的な情報発信とプロモーションは記載のとおり進めてまいります。

5ページ、2つ目の柱、コンベンションの誘致です。誘致目標を設定しまして、奈良の現有施設にふさわしい、100人以上500人以下、会期3日以上のお会議をメインのターゲットしまして、企画提案型の営業を行っていく方針です。

8ページ、3つ目の柱です。観光情報の収集と発信です。テーマ別観光情報の収集と提供、各種関係機関との連携に加えまして、ビューロー会報誌の発行や、第6作目となるカレンダーの制作、販売を行います。

4つ目の柱ですが、教育マーケットの開拓と深耕です。これにつきましては、新しい修学旅行のスタイルを提案する奈良県修学旅行ガイドブック等を活用しまして、首都圏等を中心に積極的にプロモーション活動を行い、一層の修学旅行の誘致に努めたいと思います。

9ページ、最後の柱5つ目の柱としまして、地域支援等の諸活動です。奈良県立大学等から観光に興味や関心を持つ人材を受け入れることで、観光人材の育成を図りたいと考えております。

10ページ、平成23年度の一般会計収支予算、収入の部でございますが、予算規模欄をごらんください。事業活動収入として、会費収入、補助金収入など、合計1億4,804万3,000円を計上しております。

11ページ、支出の部では11ページから12ページに記載の事業活動支出としまして、

事業費、管理費等、合計1億5,042万5,000円を計上しております。

13ページ、観光キャンペーンの特別会計についてですが、事業活動収入5,378万3,000円、同事業活動支出5,569万6,000円を計上しております。

以上が、平成23年度奈良県ビジターズビューローの事業計画でございます。

次に、もう一つの団体ですが、財団法人なら・シルクロード博国際交流財団の経営状況です。「平成22年度業務報告書」をご覧ください。

このなら・シルクロード博記念国際交流財団は、奈良県の中核的な国際交流組織として各種交流事業を幅広く行っております。

この資料の1ページ、平成22年度に実施しました事業の内容については、国際文化交流及び国際相互理解事業です。登録いただきました県民ボランティアを地方公共団体等からの依頼により派遣するNIFSボランティア事業等の2事業を実施しました。

2ページ、外国人留学生等県内在住外国人支援事業です。多言語による生活相談を行う在住外国人相談事業や、3ページに記載の携帯電話やホームページによる在住外国人向け多言語情報提供を実施しました。4ページ、留学生地域交流事業として、県内留学生と里親の出会いの場の提供や、5ページに記載のホームステイ等を実施しました。

次に、国際交流団体等への支援及び協力事業です。これは民間国際交流団体の草の根的な国際交流事業を支援するために助成金を交付するNIFS助成事業のほか3事業を実施しました。

6ページ、これは昨年度が財団設立20周年の節目であったことから、記念誌を作成しました。

11ページは収支計算書です。収入の部でございますが、補助金、基本財産の収入等で7,100万円余になっております。

12ページ、支出の部につきましては、総務管理費と事業費で4,400万円余となり、2,700万円余を翌年度へ繰り越しております。

以上が、平成22年度の業務報告でございます。

続きまして、平成23年度の事業計画に移らせていただきます。「平成23年度事業計画書」の1ページ、県の中核的な国際交流組織として記載の3つの大きな柱で各種国際交流事業を展開することとしております。

2ページ、国際文化交流及び国際相互理解事業ですが、通訳・翻訳ボランティアのスキルアップを図る研修を実施するほか、2事業を実施します。

3 ページ、外国人留学生等県内在住外国人支援事業ですが、在住外国人向けの生活相談や携帯電話等によるホームページでの情報提供、また4 ページに記載の留学生支援のための事業を引き続き実施します。

次に、4 ページから5 ページにかけまして、国際交流団体に対する助成事業など、国際交流団体の育成支援をしております。

7 ページは平成23年度の収支予算です。収入の部ですが、補助金収入、基本財産運用収入等で5,100万円余を計上しております。

8 ページ、支出の部では、総務管理費と事業費で5,100万円余を計上しております。以上が、財団法人なら・シルクロード博国際交流財団の平成22年度の業務報告と平成23年度の事業計画でした。

以上で、観光局所管の6月定例県議会提出予定議案の概要でございます。ご審議よろしく申し上げます。

**○和田警察本部長** それでは、警察本部所管の提出議案についてご説明いたします。

提出議案につきましては4件、平成23年度奈良県一般会計補正予算案、平成22年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告、公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターの経営状況報告及び地方自治法179条第1項の規定により専決処分の報告でございます。

それでは、まず平成23年度奈良県一般会計補正予算案についてでございますけれども、「平成23年度6月補正予算案の概要」の5ページ、Iの東日本大震災への対応の1、被災地の支援といたしまして、警察官の派遣に係ります経費といたしまして1,982万5,000円を計上しております。事業内容につきましては資料記載のとおりでございます。

次に、「平成22、23年度一般会計特別会計補正予算案その他」の26ページ、報第1号、平成22年度奈良県一般会計予算繰越計算書の報告についてでございますが、第11款警察費でありますけれども、第1項警察管理費で警察施設整備事業として391万円を繰り越しております。次の第2項警察活動費では、交通安全施設老朽化対策事業といたしまして2億9,724万3,000円、犯罪被害者支援体制強化事業といたしまして74万円を繰り越しております。これらはいずれも国の補正に伴います地域活性化交付金の活用によるもので、平成22年度2月補正予算に係る繰り越しでございます。

次に、45ページ、報第18号、公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターの経営状況の報告についてでございます。

こちらにつきましては別冊になりますけれども、「平成22年度業務報告書」について

ご説明させていただきます。目次をご覧いただきたいと存じますが、この奈良県暴力団追放県民センターにつきましては、本年2月1日付で財団法人から公益財団法人に移行いたしました。そのため財団法人といたしまして平成22年4月1日から平成23年1月31日まで、それから公益財団法人として平成23年2月1日から平成23年3月31日まで、それぞれに分けてそれぞれの業務報告についてご説明させていただきます。

それでは、1ページ、暴力団情勢につきましては1の概要に記載してございますとおり、依然として厳しいものがございまして、本センターでは、広報啓発事業、暴力団排除組織に対する講習会、支援活動、暴力追放相談活動などを積極的に推進し、暴力団排除機運の高揚を図り、暴力団を社会から孤立させるための諸施策を実施いたしました。内容につきましては、2の事業の実施内容の中で、(1) 広報啓発事業に記載のとおり、1ページの表の中でございますけれども、第19回暴力団・銃器追放奈良県民大会を開催いたしましたほか、1ページから次の2ページにかけて記載してございます各種広報資料を作成、配布したところでございます。

次に、4ページ(2)でございしますが、地域・経済団体等に対する支援といたしまして、行政機関や事業者の責任者などに対します講習会の実施、資料提供などの支援活動を実施いたしました。このほか、(3)の暴力追放相談事業といたしまして、4ページに記載の相談を受理し対応いたしました。

6ページ、平成22年度財団法人としての決算報告の概要でございます。貸借対照表の当年度欄をご覧ください。資産の合計欄でございまして、資産の合計額は表の中段、資産合計欄のとおり、7億9,421万5,779円、負債の合計額は負債の部の負債合計欄のとおり6,45万6,581円、差し引きいたしますと、正味財産合計欄のとおり7億8,775万9,198円となっております。

続きまして、7ページの正味財産増減計算書をご覧ください。当年度の収益と事業支出との収支による正味財産の増減でございまして、8ページ、正味財産期末残高欄のとおり7億8,775万9,198円で、前年度との比較ではプラス1,77万5,115円となっております。

9ページ、財産目録の内容につきましては、資料に記載のとおりでございます。

基本財産につきましては、11ページ、財務諸表に対する注記の4、基本財産及び特定資産の増減額及びその残高の表の当期末残高欄に記載のとおり7億6,851万円で増減はございません。

以上が、財団法人としての業務報告でございます。

続きまして、14ページ、公益財団法人としての業務報告書について説明させていただきます。事業の実施内容につきましては、2に記載いたします2の事業の実施内容の

(1) 暴力団員による不当な行為の予防に関する知識の普及及び暴力団排除の思想高揚を図るための事業といたしまして、14ページから15ページに記載しております各種広報啓発資料を作成、配布したところでございます。また、15ページから記載しておりますように、(2) 地域及び職域における暴力団員による不当要求行為の予防活動等に対する支援事業といたしまして、行政機関や事業所の責任者等に対します講習会の実施、講師派遣、資料提供などの支援活動を実施いたしました。

16ページ、以上のほか、(3) の暴力団による不当な行為に対する相談支援事業といたしまして、資料に記載いたしました相談を受理し対応いたしましたところでございます。

17ページ、公益財団法人としての決算報告の概要でございます。貸借対照表の当年度欄をご覧ください。資産合計欄に記載のとおり7億9,276万473円、負債の合計額は414万6,005円、差し引きいたしますと、7億8,861万4,468円となっております。

続きまして、18ページの正味財産増減計算書をご覧ください。当年度の収益と事業支出等の収支によります正味財産の増減でございますけれども、19ページにございます正味財産期末残高欄のとおり、7億8,861万4,468円で、前年度との比較欄ではプラス85万5,270円となっております。

続きまして、20ページ、財産目録の内容につきまして、資料記載のとおりでございます。基本財産については、22ページの財務諸表に対する注記の4、基本財産及び特定資産の増減額及びその残高の表の当期末残高欄に記載のとおり、7億6,851万円で増減はございません。

以上が、平成22年度の業務報告でございます。

続きまして、平成23年度事業計画につきまして、「平成23年度事業計画書」に基づきましてご報告させていただきます。

まず1ページ、1の概要でございますが、本県におきます暴力団情勢にかんがみまして、暴力団等の反社会的勢力の危険性、悪質性をこれまで以上に県民に周知し、暴力団のいない安全で安心な地域社会を実現するための施策を積極的に推進することとしております。

続きまして、2の実施計画でございますけれども、(1) 暴力団員による不当な行為の



予防に関する知識の普及及び暴力団排除の思想高揚を図るための事業といたしまして、暴力団・銃器追放奈良県民大会の開催、広報啓発活動など、資料記載の施策を推進することとしております。

3 ページ、(2) 地域及び職域における暴力団員による不当要求行為の予防活動等に対する支援事業といたしまして、各種資料の提供、講師派遣などの支援事業を実施することとしております。

4 ページ、暴力団による不当な行為に対する相談支援事業といたしまして、暴力相談事業、暴力団から離脱する意思を有する者に対する相談支援事業などを推進することとしております。

次に、6 ページ、平成23年度の収支予算でございます。まず、経常収益につきましては、基本財産運用益、以下、資料に記載してございますような収入を見込んでおりまして、表の経常収益計の欄に記載の2,566万1,000円を計上しております。経常費用につきましては、事業費以下の記載の予算を組んでおります。

以上が、公益財団法人奈良県暴力団追放県民センターの経営状況の報告でございます。

次に、「平成22、23年度一般会計特別会計補正予算案その他」の50ページ、報第19号、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告についてでございます。第11款警察費、第1項警察管理費でございますけれども、東日本大震災への対応といたしまして、被災県の公安委員会からの援助要請に基づく警察官の派遣に係る経費といたしまして3,800万円を計上したもので、緊急に処理を要したため、平成23年4月20日に知事の専決処分をいたしましたのでご報告するとともに、承認をお願いするものでございます。

以上が、警察本部所管の提出議案の概要でございます。ご審議のほどをよろしく願いいたします。

○中野委員長 それでは、ただいまの説明につきまして、質疑があればご発言を願いますが、その他の事項については後ほど質疑を行いますのでご了承ください。それではよろしく願いいたします。

○荻田委員 2点ばかりお聞きします。まず最初に繰越明許費、今年度、平成22年度を見てみますと、202億円余りとなっています。一昨年度の場合はもう少し260億円、70億円あったのではないかと思うのですけれども、繰越明許費になった理由、そして、遅延しなくてはならない、そういった事柄についてわかる範囲で結構でございますからお

教えてください。

それから、もう1点は、東日本大震災の、今、警察本部長からもお話があったいろいろな人員派遣、特に被災地の支援について随分ご努力をいただいておりますこと、本当にご苦労さんでございます。一刻も早い被災地復旧、復興のことを乞い願っている一人でもございますし、ましてやそういったこと、県は県なりに、器は器なりに一生懸命、知事先頭に頑張ってもらっていること、本当にご苦労さんでございます。特に、この平城遷都1300年祭の剰余金3億2,000万円余、そして、いろんな義援金、寄附金、そういったことも勘案して、東日本大震災に目を向けて頑張ってもらっていることはもう本当にありがたいことだという思いでいっぱいあります。特に、福島県郡山市、これは奈良市との姉妹都市でございます。最近では多賀城市もそういう形をおとりいただいている。そして、僕自身も奈良東ロータリークラブと郡山東ロータリークラブとの友好クラブであるということも含めて、いろいろ連絡をとり合ったりさせていただいています。特に、ご縁をいただいている市に対しても、団体は団体としてのきめ細かな、県の指導に基づいても、あるいはまた私たちの民間外交においても、こういった気持ちをより一層続けていかななくてはならないと思ったりしているわけでございます。

一つは、郡山市から避難をするという形で、奈良市内のご親戚を頼ってお越しをいただきました。そのときは、受ける側の県営住宅、公営住宅、市営も含めて、奈良市内では余りなかったのです。ところが、親戚を頼ってお越しをいただいているという中で、本当に見ず知らずのところに行くものですから、何とかひとつ対応できないかということで、県営住宅の六条団地で空室があり、親戚もその地区だったものですからご手配をいただきました。本当に親戚と隣り合わせで、いろいろと交流ができ、奈良に住ませていただいてよかったなおっしゃっています。被災地におられて、こういった避難をする形をおとりになったご家族に、県の職員さんから何か間に合うことはございませんか、お手伝いさせていただくことや、不自由なことはございませんかと丁寧な対応だったようでございます。このことを聞いて、私もこの間の代表質問でそれも言わないといけないなと思っていたのですが、改めて本当にきめ細かにおやりをいただいていることだけご報告をさせていただきますと思います。

それから、奈良県の広域消防についてでございますが、特段、県域に一本化をしていくという事務手続、協議会を開催して危機管理監を中心に頑張ってもらっているように見えておりますけれども、なかなかまだまだ到達点に達し得ないというような状況にあるよ

うでございます。特に、奈良市消防局、あるいは北和地域の消防、そしてそれにリンクします中南部の考え方が、それぞれ組織は一本化をしたらいいという理屈はわかるのですが、なかなかいろんなせめぎ合いがあって難しいような話を聞いているわけでございます。その辺について、わかる範囲で結構ですから、一言おっしゃっていただいたらと思います。以上です。

○西川財政課長 繰り越し事業全体の話かと思しますので、答弁させていただきます。

繰り越しの主な理由につきましては、先ほども説明ありましたように、幾つか、まず国の補正予算で計上されました地域活性化交付金等を活用して、県で例えば11月あるいは2月の補正予算で対応したもの、これらにつきましては、ある程度その時期的な問題で繰り越しているものもございます。

それから、その他公共事業関係はかなり主になるかと思いますが、用地補償交渉に時間を要する、あるいは地元調整等に時間を要したり、また、それらに起因して工法の再検討等が必要になったもの等がございます。

額的には、今年度、先ほど来説明ありましたように、全体で繰越明許費でありましたら202億円余の繰り越しさせていただいておりますが、一昨年が274億円程度でしたので、それと比較しますと約71億円程度は減っております。これは各事業で出来るだけ速やかに執行するよとということ而努力をしている結果かと思えます。引き続きまして、できるだけ繰り越しが多く発生しないよとということ、計画的な事業進捗に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○荻田委員 繰越明許費のことだけ限定して。

今、公共事業などは用地の買収、あるいはそれに要する交渉で長引いているとかいろいろありましたが、前年度はたしか270億円ほどあったかと。そのときに、窪田副知事にも予算審査特別委員会でこういったことも含めて、繰越明許費を出すということは余りよろしくない、できるだけ予算をいただいたものは目的があつて当該年度で消化をするというのは当然のことですから、その辺のところについては地方自治法、あるいは予算化をするときにしっかり精査をするよとというお話もさせていただきました。以来、そういうことが実際に無理のない予算のつけ方、これやったら一緒につけといたらいいわなとよとでなかなかできない、結果的には繰り越ししなくてはならないよとを省きながら、無理のない範囲で予算化をしていただいている結果かと思えます。しかしながら、202億円残余の繰越明許費があるよとすることは、もう少ししっかりとした予算執行には

非当たっていただきたいと要望だけさせていただいて、善処していただけたらと思います。以上です。

○中村委員 2点だけ簡単に。奈良県文化施設等整備基金条例を廃止すると、これはこれで非常に結構なことなのですが、これを医療にお使いになると、こういうことでもあります。

国際文化観光・平和県、特別委員会の文化、奈良県の目玉といいますか、県政の大きな柱として全国に発信する文化振興、“文化”という言葉です。そういたしますと、平城遷都1300年祭においては、奈良県の文化をやはり“奈良の都”を含めて世界に発信していたのではないかと……。先ほど副知事の答弁では、「橿原体育館等々リニューアルも終わったので基金を廃止するのだ」と、こういうことなのです。しかしながら、考えてみましたら、奈良県に文化施設というのが一体どれぐらいあって、今日まで奈良の文化を世界に発信するためにどの程度つくってきたのかと。もうこれで十分なのかどうか、文化施設の充実がこの基金打ち切りによってこれで終着点になるのかどうか、まだまだ奈良県内を見ましても、この文化の施設を含めたこの基金はもっといろんなところに使われるべきだと、そういう思いもしているのです。

それと、医療、工場誘致、観光は知事の大きな政策なのです。そういうことで医療に力を入れておられるので、奈良病院の建設資金にも充当されるであろうということは想定はできるのですが、文化基金をそのまま医療に回す、そういうことについて、文化施設についての庁内での議論が行われたのかどうか。基金を廃止して医療に回すのだと、そうしたら観光にも回したらいいのではないかと、あるいは工場立地にもっとお使いになったらいいのではないかと、こういう議論が県で起こったのかどうか、第1点はその辺のところをお聞きをしたいわけです。

それと、もう1点は、先般の本会議で観光、特に纏向遺跡の卑弥呼を中心にした私の念願の観光論を展開したわけでありましてけれども、知事には本当に突っ込んだ回答をいただいて心強く思っているわけです。これからの奈良県のあるべき県政の大きな柱は観光も非常に重大だと。そこへ文化もかかわってくるわけです。そうしますと、医療に簡単にお使いになること、人の命と生命にかかわる本当に大事なことですけれども、県政で大きな事は、3つほどはあると思うのです。そうしたら、医療にすぐに回すことについてちょっと心配だと思っているので、その辺のプロセス等々についてご意見があればお伺いをしたいということです。以上です。

○西川財政課長 文化施設等整備基金の廃止に関連したご質問でございますが、まず文化施設等整備基金につきましては、ある程度新設等、大規模な施設整備、ハード事業というものをもともと想定しております。先ほども、副知事が説明で申し上げましたように、例えば、万葉文化館でありますとか、県立図書情報館、あるいは橿原公苑第1体育館の整備等にこれまで使ってまいりました。

先ほどご質問にありましたが、今後、そうしたらどうなのかといったときに、庁内でいろいろ施策展開等議論していく中で、当面大規模な新設等、通常の例えば改修とか修繕でありましたら、それぞれいろんな財源を使ってやらせていただいているところもありますので、大規模な新設等につきましては、文化施設等につきましては今のところ予定がないと。それに引きかえまして喫緊の課題であります医療施設の充実にこちらを活用したいということで、今回廃止させていただくことにしたものでございます。

○中村委員 大枠ではわかるのですけれど、大規模施設のために基金をやって、その大規模施設が当面ないのだと、そうしたら、今までの経過の中でも、例えば橿原市において、古い橿原会館、10何年前台風で屋根がすっ飛んで、これを武道館に再建したらいいやないかと、この話も結局たなざらしにしてそのままになってアウトになったわけです。こういう事例もあるわけです。そうしたら、各町村も県においても、どこからが大規模事業で、10億円、20億円かかるのが大規模事業で、しかし、今は量よりも質の時代に入っているわけです。小粒でもぴりっとしたところがあって、地域地域の特性に合ったそういう文化施設を構築していくということも大事な流れなのです。だから、大規模施設ばかりがですね、それじゃあ基金をつくらなかったらいいのですよ。だから、私の言いたいのは、この大規模の文化施設をつくるためにこの基金つくったのだから、これからそういう需要はないのだと、そうしたら県民に、奈良県で必要な文化施設は何かとアンケート調査でもやったことがあるのですか。よくやっているアンケート調査をやるなり、県民の声を一度調べてみたらいいわけです。特に奈良県は文化に関わっては、どこの県にも無いいろんな文化の集積があるわけです。それを具現化するためには、施設という形で上物もつくってやってくるわけですから、ただ単に大規模だからそれがもう今は計画がないのだからというのだったら、そういう文化を大切にし文化を育てる、そのための受け皿としての文化施設を我々は大事に育てていくんだと、そういう姿勢であれば、私は単に大規模なものがないのだからもうだめだと・・・。

それともう一つは、県立病院の整備です、これは大規模な資金利用です。しかし、ほか

にもいろいろあるわけです、今でも。具体的には政策課題にはなっていないけれども、大規模な資金利用をする行政課題はいっぱいあるわけです。そうしたら、それも、医療がいいのか、こっちへ金を回すのがいいのかということをごくこの部で討論をし、これこれこうだから、今度はこの文化基金を廃止して医療政策部に回しますということを県民に丁寧に説明をするという姿勢も大事だと思うのです。その辺のところ、これは財政課長よりも副知事に、その知事の代理として答えていただきたいと思います。

○奥田副知事 中村委員のご指摘、そのとおりだと思います。ただ、私どもも文化施設基金をこれまで備蓄をしておきましたのは、先ほど財政課長が申し上げたような趣旨でこれを積み立ててきたと。主にその代表格であった平城遷都1300年記念事業、これは当初パビリオン方式を採用していたものですから、そんな絡みもあって、一応、平城遷都1300年記念事業も無事に終わりました。

そんなことで、今、医療の問題につきましては、相当もう県立3病院も医科大学も南部振興の南部の病院も含めていろいろ一度に経費がかかるような時代に入ってしまったので、当面、そういった大規模な文化施設も想定をしておりませんでしたので、それを一時そういう医療開拓に要するための費用として充てたいと。もちろん文化施設をたなざらしにするのではなくて、今後、県民需要やいろんな時代の要請に応じた文化整備の問題が出てきましたときには、当然そういったものを予算化をして、そして財政運営をしていきたいと思っておりますので、決して文化施設を軽視したようなものでないということをよくご理解をいただきたいと思います。

○中村委員 副知事の意向というか、真意はよくわかりました。

そこで、これは要望ですけれども、耳成高校跡地に観光施設を誘致をすると、これも文化観光の大きな資金利用事業です。本格的にこのことに着目をすれば、かなりの資金利用の事業になってもいいわけなのです。ここにも文化を大切に、奈良県の特性を生かして県勢の浮揚を図るという行政課題の直近の問題が山積しているわけで、そこにも資金利用の目を向けていただいて、適正な財政運営をしていただきたいということで、副知事の今の答弁はそれはそれとして、こういう直近に資金利用を必要とする観光施設の建設があるということもお含み置きをいただいて、私の質問を終わります。

○中野委員長 要望として。

○中村委員 はい。

○岡委員 2点ほど質問したいと思います。まず1点は、東日本大震災への対応のことに

ついでに質問をしたいと思います。

今回、奈良県としても、人材の派遣等々、またいろんな物心両面にわたる支援をされたことにつきまして、ご苦勞に対して私も感謝を申し上げたいし、敬意を払いたいと思います。

聞くところによりますと、現地はいよいよ復興という形に動いていくと思うのですけれども、その中で、いま一つ言われている中での大事なポイントとしては、人が欲しいと。特にこれから復興していく中で、心の支援とか、そういうものも含めて教育、医療、福祉、特にそういう災害に遭われた方々の物的な支援はもちろんでございますが、心の支援もしていくという形での人材の派遣というものが、今後大変ニーズが高まってくるのではないかと考えられるわけでございます。

本県として、まず人の派遣は、現時点で現場にまだいらっしゃる人数というのはどれぐらいいてるのかということと、今後、人の派遣というものについてどのように予測され、また、どういう用意をされようとしているのか、今言ったことも含めて、今後の県としてのお考えがあればお尋ねしたいというのが1点でございます。

それから、2点目は、先ほど観光の関係で奈良県ビジターズビューローの財団法人の報告をもらいましたが、この観光のことについて、特に地元でもございますので気になっておりますのは、この中南和、特に私どもの近くには明日香村とか、有名な文化遺産があるところがあるわけでございますけれども、そこの方々とよく話をする中で、特に若い方々が、今非常に困っている問題は、宿泊する場所を提供する、今いろいろと工夫をされているのだけれども、どうしても法律との関係でなかなか、例えば民泊のような施設をふやそうと思っても、いろんな法律的な障害があつてなかなか前に行きにくいというようなことも聞いております。これは大ざっぱな言い方になりますが、何かトップ構想のようなもので、今、知事もおっしゃっている“おもてなし”、特に宿泊施設がないということについて、特に奈良県は、豪華なきらびやかなホテルをつくってやるのもそれはいいのですけれども、逆に民泊をもっと推進するような、現状の中でどうやってお客様を受け入れていくかということの施策をもっとしっかりと取り組んでほしいという思いがございます。今上げました明日香村の話はちょっとした例でございますけれども、そういうことについて、今後についてのご構想なり、お考えがあればお尋ねしたいと思います。以上でございます。

**○松山防災統括室長** きょう現在、被災県へ県の職員何名派遣かというご質問で、今はっきりわかっておりますのは、宮城県に2名、災害救助法の適用のお手伝いということで今

現在2名行っております。その他、下水道関係、土木関係が今日現在何名行っておられるのか、今手元に資料がないのでわかりません。今までのところは、6月10日現在では181名は実績として行っております。

今後の県の姿勢といたしましては、全国の知事会なりそういうルートで奈良県に派遣要請があれば、今後も派遣する予定はございます。以上です。

○山本南部振興課長 ただいまのご質問で、民宿なりのお話だったと思いますが、南部振興課といたしまして、今まで十津川村中心に農家民宿等に力を入れてまいりました。今お話しの方々からもいろんなご相談を受けているところでございます。特に、食品衛生関係のハードルが非常に高いということを知っておりまして、私どもの課としましては、職員がその食品衛生関係の法律がクリアできるように地元で指導に入らせていただいたり、あるいは保健所と話をしたりということで努力しております。それは特区がいいのかどうかということにつきましては、なお研究をさせていただいて、検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

○岡委員 まず、派遣の件でございますが、恐らくこれはこれからの課題になると思えますし、今も申し上げましたように、本当の支援というのをある意味においてはこれからが真価を問われるのではないかと考えます。特に本県の場合は、ご存じのとおり、関西広域連合とよく比較をされて、何となく奈良県だけがいつも横へ置かれているという報道がございます。奈良県として、何をしているかということがよく見える形でやろうと思えば、人の派遣というものが一番よく見える部分の一つだと思うのです。

それともう1点は、これからいよいよ復興に入るときの手順とか、また、今いろんなボランティアの方が現地に入られてやられておりますけれども、そういうボランティアをどのようにコーディネートしていくかということの勉強をするという意味においても、こちらからお願いしてでも職員を派遣して行くことが必要。いろんな場面で県の職員なり、また市町村の職員が現場に身を置いて、こういう大災害が起こったときにどのように復興していけばいいのかということをお手伝いをするということもおこがましいことではありますが、勉強もさせてもらうという意味から、ぜひ、こちらから要請がないからいいだけではなくて、積極的に人を送り込んでお手伝いをしながら勉強させていただく、そういうものだ。

そして、もう一つ今申し上げましたように、子どもの心のカウンセラー、ケア、または災害に遭われた方々がいよいよこれから緊張感がちよつととれて、3カ月たちますと一番



起こってくるのが本当の意味の心のケアが必要な時代だと言われています。そういう中で、保健師であるとか、またそういう心理的なことを、児童心理学を勉強した方であるとか、そういう人材がこれから要る時期が来るのではないかと思いますので、ぜひ、県としてもそういう視点からの人材の派遣準備を心がけてほしいし、先ほども申し上げましたように、ボランティア、復興の勉強もさせてもらうという意味において、人の派遣をこちらからお願いしてでも積極的にぜひ取り組んでいただきたいということを要望したいと思います。

それから、もう一つ観光の件でございますけれども、これはなかなか妙案がないと思うし、去年は平城遷都1300年記念事業で確かにいろんな効果があったわけでございます。ただ、私が聞いている範囲では、まだまだ南部の方に聞くと、北ほど効果がなかったといつて不満を言っておられる方の方がやや多いように思います。これは数字の上でどうなっているのか私もすべて検証はしておりませんが、しかし、いずれにしても、これから奈良県の観光、おもてなしという視点から、いつも知事がおっしゃることでございますけれども、今までの延長線上でなかなか打開できないものもあると思うのです。ですから、多少はそういうトップ構想的なものも思い切ってどっかに取り入れて、1回トライアルでやってみるとか、何か導火線をつくって、そこに起爆剤を仕掛けて、去年1年間あれだけの宣伝をし、全国に発信できたわけでございますので、もう一手二手ですね、ことしはそれを問われているのではないかと思いますので、ぜひもう一步突っ込んだ研究を、これも要望にしますけれども、特に私の地元の明日香村の青年の皆さんが、この間お聞きしましたら、先ほどちょっと話が出ましたことも含めていろいろと苦勞されておりますので、ぜひ力をかしてもらいたいと思いますのでよろしくお願いします。以上でございます。

○中野委員長 ほかにございませんか。

それでは、ほかにないようでございますので、これをもちまして付託議案についての質疑を終わらせていただきます。

続きまして、付託議案について委員の意見を求めます。ご発言願います。

特に意見もないようでございますので、よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、ただいまより、付託を受けました各議案について採決を行います。

簡易採決により一括して行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

お諮りをいたします。平成23年度議案 議第34号中当委員会所管分、議第37号、

報第19号中当委員会所管分、平成22年度議案、報第30号については、原案どおり可決または承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。

よって、平成23年度議案、議第34号中当委員会所管分、議第37号、報第19号中当委員会所管分、平成22年度議案、報第30号は、原案どおり可決または承認することに決しました。

次に、報告案件であります。平成23年度議案、報第1号中当委員会所管分、報第5号、報第6号、報第7号、報第18号については、先ほどの説明をもって理事者より詳細な報告を受けたこととさせていただきますのでご了承願います。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、その他の事項に入ります。南部振興監から南部振興推進体制について、警察本部長から東日本大震災に対する奈良県警察の取り組みについて報告を行いたいとの申し出がありましたので、報告をお願い申し上げます。

○畑中南部振興監 それでは、お配りをしております資料の1、南部振興推進体制と書きました資料をごらんいただきたいと思えます。

それでは、南部振興推進体制につきまして説明をさせていただきます。

本年3月に南部振興計画を策定いたしました。この南部振興計画に記載のアクションプランを推進するために、21のアクションプランがございますけれども、このアクションプランを推進するためにアクションプランごとにプロジェクトチームを設置をしたいと思います。このチームが中心となりまして計画を推進してまいりたいと考えております。また、県庁内に知事を本部長といたします南部振興推進本部を設けまして、各部局と連携を図り、この南部振興の計画が順調に進むように取り組んでまいりたいと考えております。

また、関係市町村等との連携につきましては、南部振興推進会議を設置するとともに、各市町村ごとに開催します“地域を元気にする寄り合い”、また、地域別の協議会等によりまして、地元の意見をきめ細やかに把握しまして、広域的な課題解決に向けた具体的な取り組みを進めてまいりたいと思えます。南部振興の推進体制につきましては以上でございます。

○和田警察本部長 委員長のお許しをいただきまして、東日本大震災に対する奈良県警察

の取り組みにつきまして、お手元に配付しております資料番号2に基づきましてご説明をさせていただきますと存じます。

このたびの東日本大震災に際しましては、全国警察が一丸となって被災地の支援に当たっておりますが、奈良県警察といたしましても震災が発生いたしました3月11日から本日まで、一日も途切れることなく被災地に部隊を派遣し、支援活動を継続しておるところでございます。

まず、資料第1の地震発生直後の取り組みでございますけれども、奈良県警察では震災が発生いたしました14分後の15時に警察本部警備第二課に課長を長といたします13名体制による奈良県警察災害警備連絡室を立ち上げ、県内での地震被害はもちろんでございますが、東北地方における被災状況について情報収集を開始いたしました。

次に、奈良県警察広域緊急援助隊の派遣についてでございますけれども、15時18分に近畿管区警察局を通じまして出動要請がございまして、直ちに資料に①に記載してございますが、被災者の救出救助及び行方不明者の捜索、また、④に記載しました被災した警察署の通信インフラ、これの整備及び通信の確保を任務といたします警備部隊26名を、また、②に記載しました被災地及び捜索現場への通行禁止規制などを任務といたします交通部隊11名に対しまして、東北方面への出動を命じました。また、翌日になりますと、③の遺体の検視及び遺族への引き渡しを任務といたします刑事部隊9名を宮城県に派遣しております。それぞれ現地での活動内容は、警備部隊及び交通部隊にあつては、いずれも岩手県岩泉警察署管内におきまして、同署長の指揮のもと①、②及び④の任務にそれぞれ当たっております。また、宮城県に派遣いたしました刑事部隊におきましては、宮城県警察災害警備本部の指揮のもとに③に記載いたしました任務に当たっております。

それから、次に第2の継続的な支援活動についてでございます。

広域緊急援助隊の派遣に引き続きまして、制服警察官で編成いたします地域部隊も加えまして、警備、交通、刑事、地域の4つの部隊を被災地に派遣いたしまして継続的な支援活動を実施しております。昨日まで、6月末現在までで、広域緊急援助隊も含めまして、部隊の派遣回数は計41回、派遣人員は479名となっております。

活動内容は資料記載のとおり大きく6つに分けることができます。①の行方不明者の捜索には主に警備部隊が当たっておりまして、これまでに275名を被災3県に派遣いたしました。また、②の遺体の検視及び身元確認作業には刑事部隊が当たっておりまして、これまでに計59名が宮城県警察災害警備本部の指揮のもとで活動しております。それか

ら、③の被災地におきます安全・安心を確保するための警ら・警戒につきましては、地域部隊計72名を宮城県南三陸警察署に派遣いたしまして、パトカーによる警ら・警戒活動に当たっております。④の避難所や遺体安置所におきます警戒及び被災者支援には、第二機動隊で編成された警備部隊や、先ほどの地域部隊が従事しております。⑤の滅灯交差点などにおきます交通整理、学童誘導も含めますが、それから交通規制につきましては、主として交通部隊が当たっております、これまでに計73名を被災3県に派遣しております。⑥の福島第一原発から30キロメートル圏内への流入規制につきましては、第2次及び第3次で派遣いたしました交通部隊の11名がその任に当たっております。福島第一原発から33キロメートル地点に配置いたしまして、ポケット線量計を装着しながら任務をしたところでございます。

最後に、第3の派遣隊員の健康管理でございますけれども、奈良県警察といたしましては、被災地に精強な部隊を派遣するために、これまでに派遣されましたすべての隊員につきまして問診票によりますストレスチェックを実施し、特に福島県内に派遣された隊員につきましては、臨時の健康診断を受診させるなど、派遣隊員の健康管理にも細心の注意を払ってるところでございます。また、医師によります放射線障害などに関する教養教育を実施するなどいたしまして、隊員の意識の向上にも努めておるところでございます。

以上が、震災発生後、これまでに奈良県警察が取り組んでまいりました支援活動の概要でございますけれども、今回の未曾有の災害に当たりまして、奈良県警察といたしましても、全国警察とともに被災地の皆様の安全・安心の確保、インフラの復興、復旧に向けまして、今後も職員一丸となって必要な支援を継続してまいり所存でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○中野委員長　ご苦労さまでした。

ただいまの報告、またはその他の事項も含めまして質疑があればご発言をお願いをいたしたいと思っております。

先ほどの萩田委員の質問の。

○松丸知事公室次長消防救急課長事務取扱　萩田議員のご質問の消防広域化の状況についてご報告を申し上げます。

大規模化する災害、救急搬送等に的確に対応するためには、現場の消防力の向上に向けた広域化が必要であると、こういった広域化の意義については共通認識を置いているところでございまして、これを受けて、平成20年3月に全市町村合意のもとに一本化に向け

た広域化推進計画を県が策定をいたしました。そして、それを受けて平成21年4月に全市町村長、消防機関の長、県で構成する消防広域化協議会が設立されたわけでございます。その後ずっと一本化に向けて協議を進められてきたところでございます。この4月に開催されました協議会におきまして、広域化後の組織体制、署所の配置等につきまして、その基本的な事項を取りまとめた運営計画の策定方針案というのを示されたわけでございます。この中に経費の負担方法とか、財産の取り扱いなど、こういったことがまだ明確に示されていないということから、委員からここが判断するポイントであるということと速やかに検討をするようにとの意見が出まして、再度そこを速やかに検討して年度内に提示をしていくということで現在進められているところでございます。したがって、いろいろ広域化の意義については認識が総論的には問題ないという状況で進んでおりますが、いろんな経費の問題とか、財産がどうなるのだと、そういった基本的なところがまだ詰めが足らなかったということで早急に詰めていくということで今進めているところでございます。以上でございます。

○荻田委員 今お話しをいただきましたけれど、総論は賛成だと各論部分でいろいろと財産分野、いろんな条件等の中で折り合わないところがあるということです。正直言っているところでお聞きをしておりますけれども、なかなか温度差があるのではないかと思います。県の広域消防一本化に向けて、本当に本腰を入れてやる気があるのかなのか、その辺だと思います。やっぱり強いリーダーシップを発揮するのは知事だと思いますし、そういったところで、副知事さん、この辺のところ、どのような意気込みを持って今日までおいでになったのか。さらにこれからどう推し進めようとしておられるのかお答えいただきたいと思います。

○奥田副知事 今、荻田委員からご指摘があったこととありますけれども、当然こういうお話は県から要請をしたことから始まったのではなくて、市町村側から出てきた問題であります。それは、本当に市町村から出てきたということについて県もこれは後押しをしないといけないということで、今は各論に入って停滞ぎみになっておりますけれども、これは県も指導力を大いに発揮して、そして当初望まれておった県内広域消防の一本化という問題に向けてやり抜く覚悟でやらせていただきたいと思っております。

○荻田委員 今、副知事さんからしっかり頑張っていくというお話でもございました。もうそのことに尽きると思いますし、それから、もう1点は、市町村合併もそうでした。まさにそれぞれの市町村の思いが、あるいはまた行政間の隔たり、格差、こういったことが

あってなかなか前を向いていけないというのが、今の実態だろうと思います。もともと市町村から上がってきて、そして広域消防一本化に向けて頑張っていこうということであったにもかかわらず、こういった状況の中で足踏みをしているということは、何が問題なのかというところをもう一度掘り下げながら、しっかりとこの一本化に向けてご努力いただきたいと思います。以上でございます。

○森川委員 いろいろお聞きしたいことがあったのだけれど、きょうは端的に、ちょっと問題が違うと思いますが、選挙管理委員会のことでお聞きしたいのですけれども、選挙管理委員会の各市町村に対しての指導方法というのですか、今、不在者投票が年々多くの方が参加されるようになってきたということで、不在者投票の期間が町であれば5日、市であれば8日間、県議会で10日、そういう期間が伸びれば伸びるほど、その投票に行かれた方の投票用紙が完全に守られてるのかどうか。投票所の管理方法、また投票における各市町村での投票箱の管理状況を県の選挙管理委員会としてどのように指導されているのか、またどのような現状なのかというのを1点お聞きさせていただきたいと思います。

○高野市町村振興課長 選挙のことに関してです、選挙管理委員会の事務局としてお答えさせていただきたいと思います。

不在者投票、期日前投票でございますけれども、その期間が伸びてくるとともに最近利用者も非常にふえているという中で、管理がどういうふうに行われているかということですが、その投票された箱、投票箱につきましては、これは公職選挙法の施行令ではっきり書いてありまして、外ぶたと内ぶた、それぞれ別のかぎにより施錠すると、その一つは投票管理者、これは通常、市町村の選挙管理委員会の委員が当たることが多いですけれども、それからもう一つのかぎは投票立会人がそれぞれ封印して保管するということになっておりまして、そのかぎをかけた投票箱そのものですが、その箱につきましては、原則的には期日前投票所にきちんと施錠をして厳重に保管する。もしくは、さらに金庫等がある場合にはその中に保管するというところを行いまして、最も安全性が高い状況で保管するというところになっている現状でございます。以上でございます。

○森川委員 市町村、また選挙管理委員会というのを信用していないわけではないですけれども、この投票をされた後の保管、それと、投票用紙の保管、その投票用紙は県からお聞きしたところによると、各市町村の有権者数に応じた枚数を配られているということもお聞きしています。その投票率の集計を毎日でも各市町村から集計を受けて公表するというのをされたらどうかと。今、3日に1回、4日に1回の固めての集計をされているとい

うことなので、できましたら公正に保管はもう厳重に保管されていると思うのですけれども、万が一の場合に備えて、毎日の集計を最終8時に終われば、県に各市町村から連絡をしていただいて、公表はともかく県で日にち集計としてされる方がいいのではないかと  
いうように思うのです。私どもの同僚の中で選挙の透明性をいろいろ考えておられる方がありまして、こういう質問をさせていただきましたけれども、今後、各市町村に対しての指導また保管を今以上に徹底していただきたいと、このように思います。質問終わります。

○岡委員 2点ほどお尋ねしたいと思います。

すべて震災に関連してのテーマでございますけれども、一つは、今回の東北の震災の中で防災無線が使えなかった地域があったかのように報道されています。これは防災無線拠点がやられたということが多分あったのではないかと思います。本県において、今後、このことを参考にして、この防災無線の管理のあり方について何か考えていることがあれば教えていただきたいのが1点でございます。

それから、もう1点は、今回震災が起こって、報道等を見ますと、一つは電気がとまっていろんなハレーションが起こっていました。例えば、携帯電話が全く使えなくて、それも長期間にわたって家族との交信ができなかったということで大変困っていらっしゃいました。携帯電話そのものの電気の復帰は、例えば、我々は車にもつけていますけれども、車のエンジンをかけて充電する機器が今安く売っていますから、携帯電話そのものの充電は別にできるのです。問題は多分、無線中継局です、電気がなくて多分だめだったのだらうと思われましても、これらのことについて、今後どのように行政として考えておられるのか。

それと、もう1点は、県の今ある公共施設の中で、例えばその地域で避難場所に指定されている物件があるのかなのかということ。それからもう1点は、今後の考え方としてすべての公共施設について、今言った電気の確保、水の確保という観点から、水もこれは結構話題になっていました。トイレの水がないのでトイレが使えない人とかおられましたけれども、それらを今後どのようにしていったらいいのか、現時点で考えられることがあると思うのです。例えば一つの例で申し上げますと、原則公共施設には、今後、防災の観点から太陽光発電システムをつけることを最優先するということも一つの考え方として必要ではないかと思うのです。今までは環境という観点からの推進でございましたけれども、今回のこの災害を通じて思いますのに、この太陽光発電、自然エネルギーの中でも特に太陽光発電を使った発電装置というものは、防災の観点から見ても今後非常に重要な機材に

なるのではないかなと思いますので、この辺のことについての県のお考えがあればお聞きしたいと思います。

○松山防災統括室長 まず、防災無線の管理の方法ですが、防災無線には地上系と衛星系の2つがあります。地上系は基地局等のアンテナが今回の地震のように津波等で流された場合には使えなくなりますが、衛星系は人工衛星に飛ばしているものなので、これはほぼ壊れることはない。奈良県の場合でも現地に派遣した職員には、衛星携帯電話を持っていてもらいまして、それで連絡をとっておりました。だから、今後はその衛星系の無線電話の普及がこういう場合には有利かということをお考えしました。

それと、次に停電対策ですが、今回の震災の教訓も踏まえまして、今、県では地域防災計画の見直しに着手しております。その中でも、特に防災拠点施設、避難施設における停電対策が重要だということをお考えしております。そこへ停電対策として、委員おっしゃっているような充電器もしくは発電機の設置も考えて今検討しております。ただし、太陽光パネルにおける充電器といいますのは、今、主に市販されているものでしたら、その充電能力が余り高くない。それから発電機を置いた場合には、燃料がガソリンとなり、そうしたら今度はガソリンを補給する方法ということがありまして、メリット、デメリットがあります。この件も今後検討していきたいと思っております。

それから、県の施設で避難所に指定されているもの、これは県下全部で36カ所あります。県立高校が24カ所、それから今廃校となっておりますが元県立高校が3校、そのほかもすべて教育関係機関です。また、ほかの避難所も小学校とか中学校とかいうところが多いものですので、そこに設置されているプールを使って災害時においては、プールに浄化装置を使いまして飲み水に使うとか、もしくは飲み水に使えなくても生活用水に使うとか、プールの有効利用、それも今後検討していきたいと思っております。今後、最も現実的で有効な停電対策、断水対策というのを防災計画の見直しの中で検討してまいります。以上です。

○岡委員 ありがとうございます。

今話を聞いて少しは安心しましたが、一般県民の方が知らない情報がたくさんあると思うのです。特にまだまだ関心が高いことでもございますし、先ほどの蓄電池の話ではございませんけれども、技術的にしたくてもまだできないものもあると思っておりますけれども、恐らくこれは早急にそういう技術も開発されてくると思っておりますので、こういう防災面の情報についてはできる限り丁寧に、県民に今後動きがあれば、情報提供をぜひお願いし



たいと思います。以上でございます。

**○山村副委員長** では、2つのことをお聞きしたいと思います。

第1点につきましては、アナログ放送です、これが7月24日に放送打ち切りになるということですが、私たちは一方的な打ち切りはふさわしくないので延期を要求しておりますが、政府がこういうことを行うということになっておりますので、その準備を進めていかなくてはならないということで、奈良県でもさまざま準備をしていただいております。各家庭でもかなり努力していただいていると思っておりますけれども、新たな問題ですとか、残された課題、見えなくなる世帯がどの程度予測されるのか、その対策はどうなっているのか、現時点でどうなっているのか伺いたしたいと思います。

それから、7月24日はもう間もなくでございますが、その日に映ると思っていた方がもう全く見えないということになった場合、多分いろんなところにご相談に行かれると思うのですが、どこに問い合わせたらいいのかわからないという方もいらっしゃると思うのですが、奈良県ではそうしたことについての対応策、窓口などを設けていただける予定になっているのかどうか、そのことについてお伺いしたいと思います。

それからもう1点は、世界遺産の問題ですけれども、今、県では飛鳥・藤原京につきまして登録に向けた活動をされていらっしゃいますが、現状、どうなっているのかということと、どんな点が今の段階で問題になっているのかということについてまず伺いたしたいと思います。

**○杉中情報システム課長** 副委員長のお述べのとおり、7月24日の地デジへの完全移行に向けまして、まさに今カウントダウンに入っているという認識をしております。まず、ご家庭での地デジへの対応に関してでございますけれども、これは現在、関係機関を挙げて住民への周知に取り組んでいるところでございます。

国におきましては、電話によりますコールセンターの設置はもちろんのこと、テレビでの広報を強化するとともに、6月から8月までの間におきましては、各市町村のご協力もいただきまして、臨時の相談コーナーを設置して住民の問い合わせに対応しているところでございます。

また、県でも県民だよりとか、コミュニティーFM放送、それから医科大学の待合ホールとか、イオンモール等に設置しております大型ディスプレイ、掲示板などを活用いたしましてアナログ放送終了の注意喚起を行ってるところでございます。

また、残された課題というところに関しましては、まず受信環境に関しましてですが、

奈良県では東部及び南部の地域におきまして、こまどりケーブルが整備完了したことによりまして、他府県に比べますと山間部での課題というのは早期に解決されております。しかしながら、4月の総務省による発表では、このこまどりエリアを除きます県内の約1,500世帯でデジタル放送が何らかの形で難視になるということが発生しておりまして、原則として国等の補助制度を活用した対策が進められているところでございます。しかしながら、例えば広域の放送局とローカルの例えば奈良テレビ放送ですとか、NHKの奈良放送局との電波の出力の差が生じているところにおいては県域のローカル放送だけが見られないといったような問題が一部に残っております。これらの問題につきましても、基本的に受信者の方々に多大な負担をかけることなく、国あるいは放送事業者の努力によりまして解決をしていただきたいということで、現在要望活動を行っているところでございます。

最後に、7月24日停止に対する対策のご質問がございましたけれども、まず停止日におきましては、放送受信が正午の段階でストップいたしますけれども、その時点からも含めまして、まずテレビの方で相談窓口の電話窓口が表示されまして、それを見ていただくと相談窓口がわかるという形になっております。国でも相談体制が当日は増強するということになっておりますけれども、県におきましても県庁への問い合わせ等があった場合に備えまして、担当の私どもでは待機いたしまして、相談があった場合のご相談にお答えしたいと思っております。以上でございます。

○福井文化・教育課長 飛鳥・藤原の世界遺産登録についてのお尋ねでございますが、飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群という形で平成19年1月に暫定リストに登録されたわけでございます。同年10月に県が中心となりまして明日香村、桜井市、橿原市とともに登録推進の協議会を設置いたしまして、それぞれの資産が有する価値の学術的な検証あるいは国内外への積極的な情報発信、また地域の機運醸成に係るさまざまな事業を行ってきたところでございます。

今後は、これまでの世界遺産にはない顕著で普遍的な価値を打ち出していくために、現在、国内外の世界遺産との比較研究などを通して、飛鳥・藤原の価値をより明確に構成資産の整備検討を行っていく予定でございます。

また、国内外の関係者にも理解を得ていくとともに、現地を訪れる代表者の方々にわかりやすく理解していただける仕組みづくり等も含めまして、早期登録に向け全力を挙げる所存でございます。

○山村副委員長 まず、地デジの対応につきましては、国と事業者の負担でということでは、国民に負担を押しつけないという対策を必ずとっていただきたいと思っております。

総務省が行った地デジ浸透度調査の中で、問題だと思っておりますのは、年収200万円未満の2割以上が未対応であったということですか、その調査では80歳以上の高齢世帯が対象外にされているということで、なかなかテレビ難民という点で言いますと、困難がかなりあるなということをおもっております。こういう点も含めまして、日は差し迫っておりますけれども、改善を図っていくことを強く求めておきたいと思っております。

それから、世界遺産のことについてですけれども、今、飛鳥・藤原京にしかないという、そういう値打ちというものをどのように発信していくのかということをおもわれているのだと思うのですが、この点に関連いたしまして、世界遺産が奈良県には3つ登録されていますが、その世界遺産を後世に残していくという意義は非常に大きいと思うのです。けれども、最近、この奈良市の平城宮跡です、この遺産におきまして、平城遷都1300年祭のときに地域に駐車場を建設いたしました。その問題と、それから大極殿の修景柵、これは現物とは全くほど遠いにせものであるわけですが、景観を壊すものをつくられたと、私たちは文化庁に何度も参りまして、こういうにせものの修景柵をつくるということは世界遺産の中に認められないのではないかとということでかなり訴えたのですが、つくられてしまいました。これにつきまして、世界遺産委員会では、これは景観を破壊するということで原状回復をなささいという決議がされたということが言われております。本当にこれは世界に顔向けできない問題だと思っております。けれども、こういう点、どのように対処されていくのか、ここでお答えいただけるかどうか分かりませんが、そういう大きな問題があるということをお聞きしたいと思います。

それから、このほかに今、若草山にロープウエーという話が知事から以前ありました。これは無理だということで、そういうことはないと思うのですが、ただし、移動のために電動で動くという移動手段、そういう施設を設置するということが検討されているということでもあります。ここも世界遺産のバッファゾーンに当たる部分でありますから、そういう景観を壊すような開発的行為というのは認められるものではないと思っております。そういう疑問が大いにあると思っております。世界遺産は今、日本にある文化財保護法でありますとか、あるいは景観条例や風致条例などで守られているということでもありますけれども、本当に守っていくという立場に立つなら、世界遺産条例のようなもの、そうとは限りませんが、そのような特別のものが必要ではないかと思うのです。

ども、そういう点についてどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

**○福井文化・教育課長** 副委員長お述べのとおり、本県には他県に例を見ない3つの世界遺産がございます。この世界遺産につきましては、それぞれ国の特別史跡及び史跡に指定されているわけがございます。このため、文化財保護法や古都法、あるいはその他さまざまな法令で法の規制によって、また場所によりましては、先ほど副委員長お述べのような森林法や自然公園法の規制によって保護が図られていると承知しております。こういった法律面の保護以外にも地域との連絡協議会を開催いたしまして、保護、保存に向けて必要な調整を図ってきているところがございます。今後とも、地元関係者あるいは市町村、県関係課との連携を深めてまいりたいと思っております。

**○山村副委員長** 県民の方々はもちろん大切な遺産を守っていききたいということで、意識を持って接していただいていると思うのですが、今回、起こっております修景柵の問題ですとか、あるいは若草山の開発の計画ですとか、これは県がみずから率先してそういうことをやっているということで、そこに大きな問題があると思うのですが、そういうことができないような規制というのはきちんとしていくということが大事な課題だと思っております。ここでこれ以上議論はいたしません、今後、引き続きこの問題について取り上げていきたいと思っております。以上です。

**○中野委員長** ほかにございませんか。

**○中村委員** 観光の問題ですが、今ちょっと出ましたが、先般、小笠原諸島あるいはまた平泉が世界遺産に登録をされたということで、16の地域が世界遺産に登録されております。今もお話ございましたように、樞原・藤原京、桜井・山田寺、これも4番目の登録を目指しておると、これはこれで非常に結構なのです。それで、我々の先祖が歴代引き継いできたこのようなものを守り育てていくこと非常に大事なのですけれども、観光面から考えますと、奈良県に3つも世界遺産に登録されているのに、これが観光に生かされてるのかどうか。例えば、熊野古道の十津川村の小辺路、これなんか本当に実際十津川村の浮揚なり、あるいは南部の振興等に貢献しているのかどうかと考えてみますと、本当になんか思っているのです。法隆寺とその界限、あるいは奈良奥山のこれも観光という面から考えて、もう少し県はこのことについて世界遺産と奈良県の観光ということで特にお考えの点が、観光局長、あるのかどうか、ちょっと所見を。

**○中山観光局長** 世界遺産が3つあるわけですが、特に世界遺産を外国人観光客はそれを目指して来られていますので、そういう観点で県の観光パンフレットには必ず世界遺産を

掲載して、見どころも紹介をしているわけですが、さらにあわせて、国宝、重要文化財に至っては数千ありますので、まああり過ぎと言いますか、それをうまく今後も活用していきたいと考えております。積極的に活用してやっていきたいと思います。

○中村委員 今、外国人観光客の話が出ました。外国人観光客、誘致をするわけですが、激減してきているわけです。例えばその原因は、中国人や韓国人にとって、法隆寺に行きたくても1,000円の拝観料が大変だからといってツーリストが入れないわけです。ツーリストが1,000円出すのが。ホテルなどでもワシントンホテルとか、大阪の安い宿泊もやっぱり頭打ちになっているわけです。そういうことで、現実には世界遺産の法隆寺に行きたくても外国人観光客が来れないという実態があるわけです。小辺路に至っては、本当に我々登録されてすぐに県議会議員団で登ったわけです。しかし、それ以降にいろいろ十津川村の人に聞いてみても、一時の熱気は冷めているわけです。そうしたら、奈良奥山から奈良の、平城遷都1300年祭でやっていただけども、世界遺産をアピールした仕掛けとか、そういうのはなかったです。パンフレットには書いてます。しかし、現実には全国で奈良県は3カ所の世界遺産があるのだと、これこれこういうことがあるのだという情報発信が欠けておった。だから、平城京歴史館においても、遣唐使も苦勞はあったけれども、また別のコーナーで世界遺産を宣伝するようなコーナーすらなかったわけなのです。そういうことを考えますと、3つの世界遺産を生かす観光、根本的なものをもう少し考えられた方がいいのではないかと、きょうはこれでとめておきますが、そういうこともお考えになるように要望いたします。終わります。

○新谷委員 今、中村委員から文化遺産の話が出ましたけれど、これは本会議で一昨年に、上深川の無形文化財の世界遺産登録がされたのです。だから、奈良県は3つではなくて4つあるという提案をして質問させてもらったのですが、どうもその認識がない。ここでやるべき議論なのかどうかは別にして、ぜひとも観光開発、ポスト1300年の観光振興の取り組みは重要だと知事は本会議で答えられていますように、奈良県としてぜひともそういうものを活用してにぎわいを継続させなければならないと思うのです。これ尻すぼみになる可能性があります。だから、そういうことのないように、奈良県の活性化を図っていくのは大事であろうと思いますので、担当の方おられたら、お答えいただきたいと思います。

それから、議論をやっていたら、今回提案された中で原案どおり賛成なのですが、ちょっと気になりましたのは、知事選挙、もちろん県議会議員の選挙もあったのですが、今回

の補正、明許繰り越しというのが、200億円です。これは、多いのか少ないのか、今まで100億円ぐらいの明許繰り越しがあって多過ぎるではないかという話があったのですが、できるだけ予算を組んだら県民サービスをきちんとやるためには、それを執行していくという姿勢が大事であろうと、こんなことを思いますので、この考え方についてお考えをお聞きしておきたいと思います。明許繰り越しはできるだけ抑えてやる。ということは、その年度内に執行する。それがスピーディーな県民サービスにつながると思います、各分野、ほかの公共を含めて建設関係もあると思うのですが、その点基本的な考え方聞いておきたいと思います。

それから、平城宮跡の国営公園になった。今、大極殿の塀の話が副委員長から出てましたけれども、聞きますところによると、あそこにやっぱり7メートルぐらいの高さの囲いの塀があったということで、これは計画の中に復元がうたわれていると思うのです。だから、大極殿、朱雀門のみならず、これからずっと国のお金によって、国土交通省がハード面は持つということなのですが、早く復元をして、そして、しかもおっしゃった世界遺産委員会からクレームがつかないような形での早い復元をやる、それが観光振興につながるであろうとも思いますので、その考え方についてもお聞きしておきたい。ということは、これから整備やっていく大極殿は復元になったけれども、そういうものの一連の国営公園としての整備をスピーディーにやってほしい、こう思いますので、この考え方についてもお聞きをしておきます。以上です。

○中山観光局長 世界遺産ですが、観光全般に言えることですが、世界遺産というのは本県にとっては強くアピールしていかないとだめだと思っています。その中で、観光というのは総合産業といいますか、いろんな交通もあれば、食もあればいろんなものが総体として奈良はよいところだと感じていただいて、多くの方がお越しいただく中で、世界遺産を奈良県としては大きくアピールできるものですので、総合的に推進していく、そういう考え方で今後もポスト1300年に向けて一生懸命やっていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

無形文化財につきましても、本県の大きな魅力ですので、そういうものもあわせて総合的にアピールしていきたいと思っています。

○西川財政課長 繰り越しの関係でございますが、先ほど荻田委員のご質問にもお答えしましたように、できるだけ着工した事業は早く完成して早期に効果が出るというのが望ましいと思いますので、できるだけ繰り越しは少なく、現年度中に執行できるものは執行し

ていきたい考えております。ちなみにここ数年の金額を申し上げますと、平成19年から平成20年に繰り越したのが214億円程度、それから、平成20年から平成21年が206億円、平成21年から平成22年が274億円ございまして、ことしは先ほど委員おっしゃられたように202億円程度ということで、ここ数年の中では金額的には一番少なくなっているところでございます。以上でございます。

○中野委員長 よろしいですか。

○新谷委員 減っているというのは、数字がわからなかったのですが、過去のことを考え合わせましたら、継続してやらなければならないものはその都度予算を継続して組んでいくわけですから、その年度に見た予算というのは、できるだけその年度内にきちんとやる、それが県政の力の発展のパワーにつながっていくと思いますので、今、多い少ないは別にして、ぜひとも、いや、用地取得ができなかったとかいうのではなくして、これはその年度内にスピーディーにやるべきだと思いますので、あえて申し上げておきます。

それと、国営公園の整備をこれから進めるといのですが、国に対して、ハード面は国がやる部分と、奈良県が平城宮跡の整備をしなければならない部分とに分担しているとは聞いているのですが、働きかけを強力にして、そして平城宮跡へお越しになった昨年の平城遷都1300年祭のにぎわいを続けるためにも、続けてこういうことを1300年以前のこういうものが復元、国としてやっていくのんだと、国営公園として整備するのだということは大事なことであろうと思います。

参詣道、私も私どもの後援会を通じて行きました。昨年も石見銀山へ行ったのです。そうすると、今までの数倍の皆さん方が来ている。上までバスが入っていたのを下から歩けとって1時間ほど歩かされたのです。そういうことを考え合わせましたら、あの石見銀山の奉行は奈良から来てましたよと、そういうことも言われて大変感激をして、70～80人の皆さん方と一緒に昨年の秋に行かせてもらったのです。どんどんPRをしてそういう方々を、今、中山観光局長からあったのですが、できるだけ早く計画をやらないと、まあやりますわではと思います。だから、今申し上げた無形文化財の遺産であったとしても、地域の皆さん方が苦勞をして苦勞をして継いできた題目立がユネスコに認められるということは大変なことだと思いますので、形あるものもそうなのですが、形のないものを引き継いできたというのは、若者も通じて頑張ってきたわけですから、もっとPRしてください。あわせて今おっしゃった3つ、これは4つ、我が国で先般2つ認められて、16しかユネスコ遺産に登録されていないのに、奈良県は過去3つあって、無形文化財を含め

ると4つあると、こういうことになりましたらこれは誇りでありますし、先人の力であろうと思いますので、ぜひとも強力な何かをお願いしていきたい。整備について、今の考え方をお聞きしたいのと、それから今、国に対してどういう年度で、今副委員長から提案のあったことの撤去も含めて、あそこにはあの形なのかどうか分かりませんが、高さがあれ以上の高い7メートルほどの塀なのか何かがあって、それを復元するのだということは計画の中に決定しているみたいですから、早くやるような努力もしてほしいと思いますので、作業日程あれば教えてください。以上。

○村上ならの魅力創造課長 平城宮跡の国営公園化につきましては、県としては早期に進行していただくという願いはあるわけですが、東日本大震災等、予算のすみ分けもあると国から聞いておりますが、所管がまちづくり推進局の公園緑地課の方で所管いたしておりますので、この委員会終了後直ちに、そういうご要望があったということをお伝えさせていただきたいと思います。

○中野委員長 よろしいですか。もう1件ありましたか。

○中山観光局長 無形文化遺産の部分につきましても、積極的にPRをしていきたいと思えます。具体的に進めたいと思えます。

○奥田副知事 今の平城宮跡の整備復元ですが、国と、地元、それから私ども県で協議会もすでに立ち上がっておりますので、その中でこれから恐らく国からそういう年次計画とか、そういう具体的なものが多分示されると思えますので、委員ご指摘のとおり、私どもも早期復元を願っている立場でございますので、これから国とよく協議をして陳情もさせてもらいたいと思えます。

○中野委員長 それでは、ほかにないようでございますので、これで質疑を終わりたいと思えます。

委員長報告については、正副委員長に一任お願いいたしたいと思えますが、よろしゅうございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして、本日の委員会を終わります。